

越谷市内の保育所・こしがや「プラス保育」幼稚園等に
勤務(予定)する方のみ記入※越谷市外の保育所等に勤務(予定)する方は記入不要です

保育士等就労に関する誓約書

越谷市長 宛

記入日	令和 年 月 日
希望保育施設名 (第1希望)	
誓約者氏名 (自署してください)	(続柄:)
児童氏名	(生年月日 平成・令和 年 月 日)
住所	越谷市

私は、越谷市の保育所等の利用調整にあたり、保育士・保育教諭・(こしがや「プラス保育」幼稚園の)幼稚園教諭として勤務することを条件に優先利用の対象として選考されることに對し、次に掲げる事項を了承のうえ、申請をします。

また、次に掲げる事項を満たさない場合は、保育所等の利用を解除(内定取消)されることに異議はありません。

1 越谷市内の保育所等(※)に保育士・保育教諭・幼稚園教諭として、児童の保育所等利用開始日から1年以上、別紙「勤務(内定)証明書」のとおり勤務します。

(※)「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、こしがや「プラス保育」幼稚園、認可外保育施設のことを指します。

2 勤務(予定)する保育所等の退職(内定取消を含む。以下同じ。)が決まった場合は、その旨をただちに申告します。

3 勤務(予定)する保育所等を児童の保育所等利用開始日から1年未満で退職した場合は、退職した月の翌月より市内の他の保育所に勤務します。

4 勤務状況等について、越谷市が勤務(予定)保育所等に確認することに同意します。

裏面もご覧ください。

(勤務先記入欄) ※公立保育所に勤務(予定)の場合は不要

上記の者について、下記の勤務期間 _____ (施設名) にて、
保育士・保育教諭・幼稚園教諭として勤務することを認めます。

勤務期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ・雇用期間の定めなし

施設名
代表者(施設長)職・氏名

印

- 優先利用による保育所等利用開始後、1年未満に利用事由が変更となる場合、次のとおりとなります。

保育が必要な理由	入所継続可能条件
就労	<p>他の職種や市外の保育所等に変更となる場合は、退所となります。</p> <p>下の子の妊娠・出産による産前・産後・育児休暇となる場合は、下の子が1歳を迎える年度の3月末（翌年度5歳児の場合は就学前）まで継続利用可能です。その後、下の子の4月入所申込をし、入所できなかった場合は、下の子が満2歳を迎える年度の3月末まで継続利用が可能です。</p>
求職活動	退職した月の翌月に市内の他の保育所等に勤務した場合は、継続利用可能です。また、勤務しなかった場合は、退所となります。
妊娠・出産	妊娠・出産を機に退職した場合は、妊娠・出産による認定期間終了後、1か月以内に市内の他の保育所等に勤務した場合は、継続利用可能です。また、勤務しなかった場合は、退所となります。
就学	就学となる場合は、退所となります。
病気・障がい	状況等の確認のため、保育入所課までご相談ください。
介護・看護	状況等の確認のため、保育入所課までご相談ください。
災害復旧	状況等の確認のため、保育入所課までご相談ください。